向島警察署速度取締指針

速度取締指針とは

警視庁速度管理指針の考え方に基づき、重大交通事故を抑止することを目的として、重点的に各種警察活動(速度取締りや警戒活動等)を実施する路線等を警察署単位で明らかにするものです。

警視庁重点路線等における警察活動

警視庁指定重点路線・警察署指定重点路線では、交通事故実態等を踏まえ、重点時間帯における速度取締りを中心とした各種警察活動を実施いたします。

- ○速度取締り
- ○パトカーや白バイ等による赤色灯点灯走行等の警戒活動
- ○その他交通事故に直結する交通違反の取締り 等

向島警察署管内の重点路線

No	路線名	種別	規制速度(時速)	区	間	重点時間帯
1	国道6号	☆	6 O km	四ツ木橋上	東向島一丁目交差点	9 – 1 5
			6 O km	新四ツ木橋上	更生橋交差点	
2	明治通り	☆	5 O km	福神橋交差点	白鬚橋上	9 – 1 5
3	新荒川堤防線	☆	4 O km	墨田区墨田5-23先	墨田区東墨田3-21先	6 – 1 2
4	丸八通り	☆	5 O km	小村井交差点	新小原橋交差点	13-18
5	墨堤通り	☆	5 O km	綾瀬橋上	向島高速道路入口交差点	9 – 1 5
6	ゆりのき橋通り	☆	4 O km	ゆりのき橋上	墨田区東墨田2-1先	9 – 1 5
7	曳舟川通り	0	4 O km	更生橋交差点	押上二丁目交差点	8 – 1 4

- ※ 種別:☆は警視庁重点路線、○は警察署重点路線
- ※ 種別欄☆の路線の指定理由については、警視庁速度管理指針をご参照ください。
- ※ 実際の道路標識等で定められた規制速度を確認し走行してください。
- ※ 重点路線の区間欄については、同路線の警察署境界付近の交差点通称名や付近住所番地で示していますので、 厳密な警察署の管轄境界とは異なる場合があります。

署指定の重点路線と指定理由

No	路線名(〇)	指定理由		
7	曳舟川通り	警視庁指定重点路線(国道6号)に接続かつ小中学校、特別支援学校等の通学路であり、小学校や		
		地域住民等からの要望があるほか、東武スカイツリーライン曳舟駅周辺には大型店舗も建ち並び、		
		これらを利用する歩行者、自転車が多く、通勤、通学、買い物客等の交通事故を防止するため。		

向島警察署管内におけるゾーン30・小学校周辺地区

ゾーン30

幹線道路等によって区画された生活道路が集積する市街地内の地域において、最高速度30キロ毎時の 区域規制や路側帯の設置・拡幅等を始めとする交通安全対策を実施する区域です。

小学校周辺地区

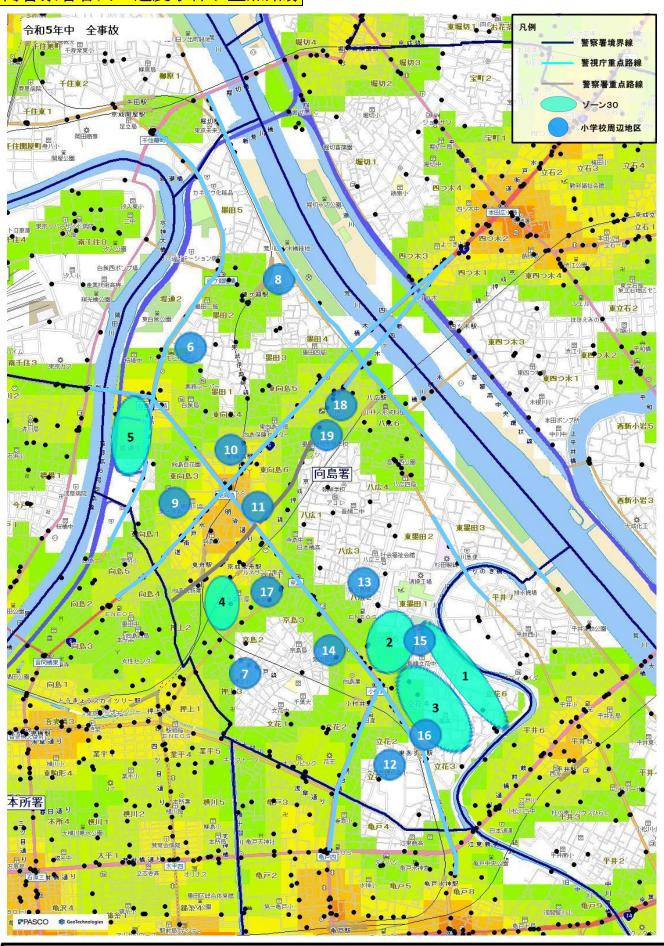
小学校(公立・私立等)の周辺区域を表記しております。朝・夕の登下校時間帯に小学校付近を通行するドライバーの皆様は速度を抑制し、安全運転を徹底してください。

No	対象	地区
1	ゾーン30	墨田区立花5、6丁目周辺
2	ゾーン30	墨田区立花5丁目周辺
3	ゾーン30	墨田区立花4丁目周辺
4	ゾーン30	墨田区京島 1 丁目周辺
5	ゾーン30	墨田区堤通1丁目周辺
6	墨田区立梅若小学校	墨田区墨田2丁目周辺
7	墨田区立押上小学校	墨田区押上3丁目周辺
8	墨田区立隅田小学校	墨田区墨田4丁目周辺
9	墨田区立第一寺島小学校	墨田区東向島 1 丁目周辺
10	墨田区立第二寺島小学校	墨田区東向島4丁目周辺
11	墨田区立第三寺島小学校	墨田区東向島6丁目周辺
12	墨田区立立花吾嬬の森小学校	墨田区立花 1 丁目周辺
13	墨田区立第三吾嬬小学校	墨田区八広2丁目周辺
14	墨田区立第四吾嬬小学校	墨田区京島3丁目周辺
15	墨田区立中川小学校	墨田区立花5丁目周辺
16	墨田区立東吾嬬小学校	墨田区立花4丁目周辺
17	墨田区立曳舟小学校	墨田区京島 1 丁目周辺
18	墨田区立八広小学校	墨田区八広5丁目周辺
19	都立墨田特別支援学校	墨田区八広5丁目周辺

ランダムな速度取締りの実施

指定した路線・時間帯以外においても、ランダムな速度取締り等を実施いたします。 重大交通事故を防止するため、表記された路線・時間帯以外でも常に安全運転を心掛け、速度を 抑えて走行してください。

向島警察署管内の速度取締り重点路線



 ※地図内の表示されている色については全事故の発生密度(件/km²)

 15~

 120~